



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

2023/3/31

—国際熱帯木材機関（ITTO）事業報告会—
中国・ベトナムにおける持続可能な木材貿易のための
合法性確認システム等の分析

中国における改正森林法と、 事業者の合法性確認実施状況

鮫島弘光

（公財）地球環境戦略研究機関 生物多様性と森林領域



今日の話

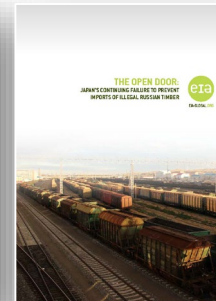
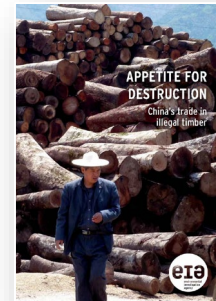
1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

今日の話

1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

中国から調達する木材の合法性に関する懸念

- 2015年 米国ランバーリクイデーター社に対し、レイシー法に基づく有罪判決
中国から輸入していたフローリング材について、ロシア産オーク材を英国産と虚偽表示
- 英国の国家計量庁は13事業者が中国から輸入した合板の樹種分析を行い、9事業者の合板の樹種表示が誤りであることを示した (Pillet & Sawyey 2015)
→英国の木材貿易連盟は中国から輸入する木材・木材製品のデューデリジェンスに関するガイドを公表 (2020年)
- アフリカ、PNG、ロシア、ミャンマー等から中国に違法伐採材が輸入されていることを主張するNGOのレポート (EIA 2005, 2012, 2013, 2015, 2022)
- 日本の輸入事業者からも、ロシア、ベトナムと並び、合法性確認が困難な国として挙げられることが多い



中国の事業者の違法伐採対策の取組

- 一方中国でも、欧米市場への輸出事業者を中心に、米国レイシー法、EU木材規則に対応した合法性確認が自主的に行われてきた（Xu et al. 2014, Lu et al. 2014, Roe et al. 2015）。
- 2019年に森林法が改正され、全ての事業者を対象に、違法伐採木材の取り扱いが明確に禁止された



本調査の問い

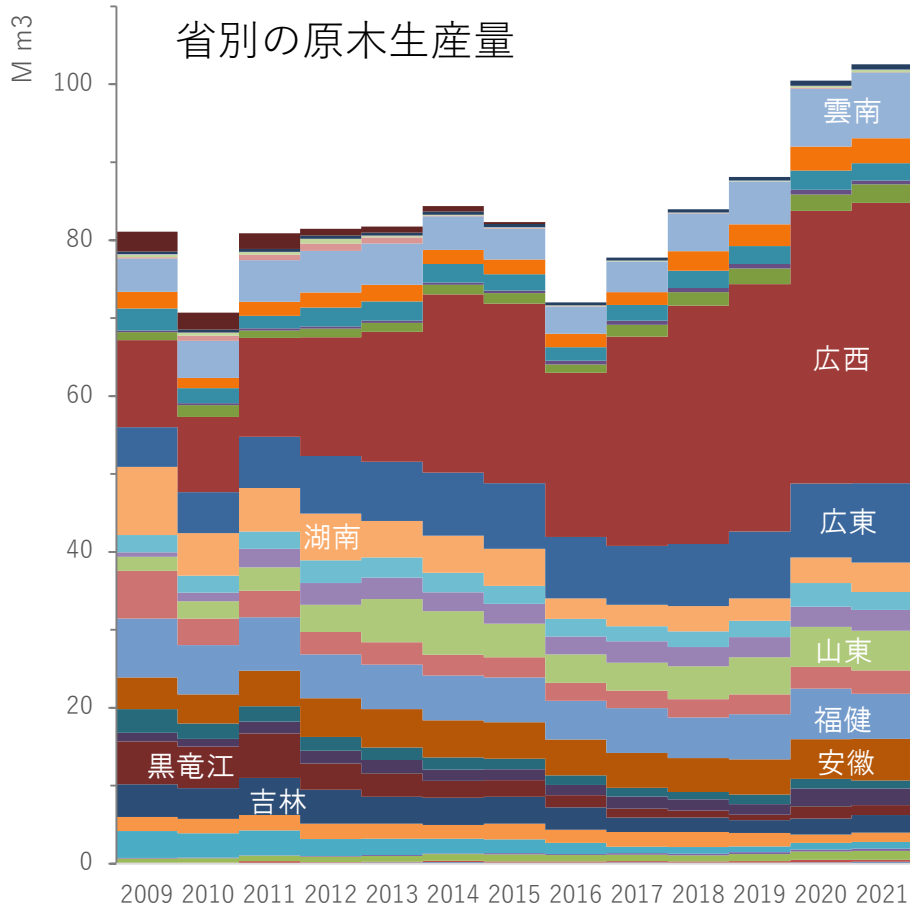
改正森林法による違法伐採木材対策の状況、事業者の取組状況は現在どうなっているのか？

- 輸出用の木材製品のみ合法性確認が行われているのか？国内市場向け製品もか？
- 国産材、輸入材共に合法性確認が行われているのか？

今日の話

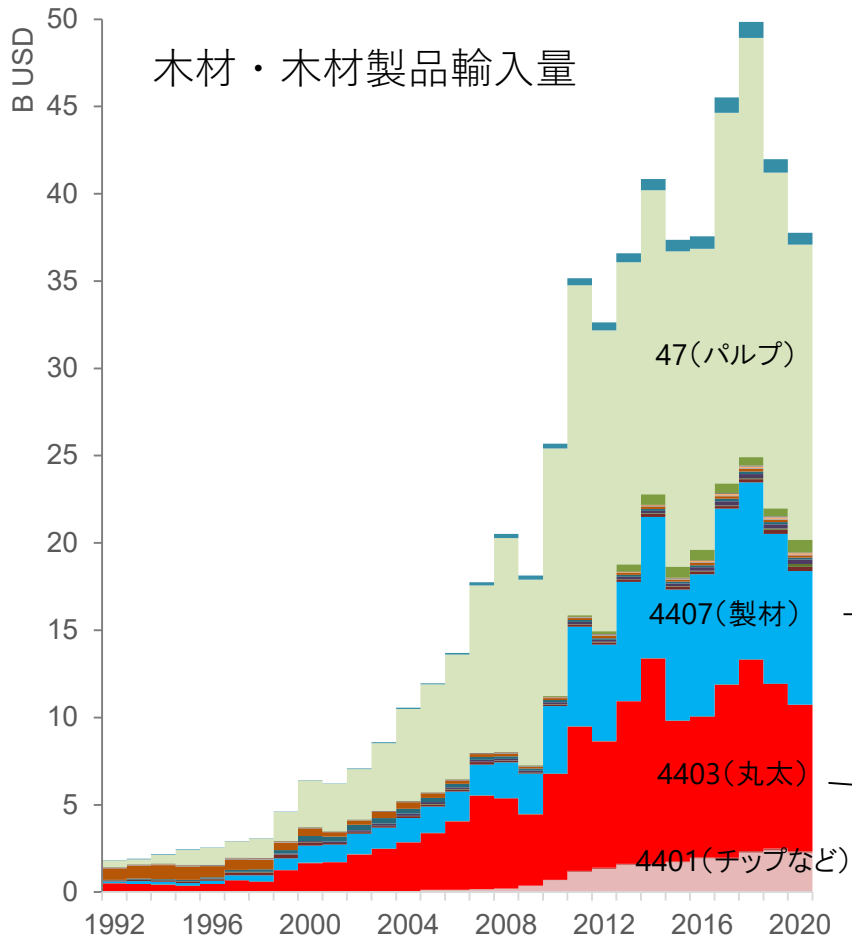
1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

省別の原木生産量



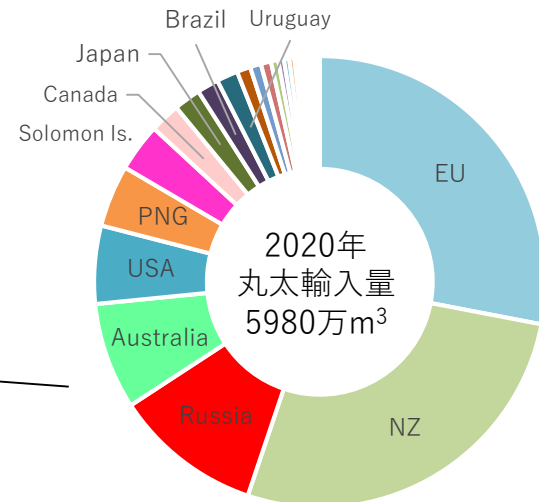
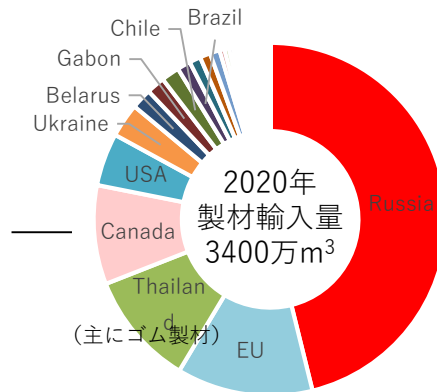
中国国内の木材生産

- 2017年以降天然林の伐採は基本的に禁止→木材生産は植林木へシフト
- 国内生産量は過去10年微増
- 主要生産地は、東北や華東→広西（主にユーカリ）へとシフト



中国の木材輸入

- 中国は主に丸太、製材を輸入
- 2021年木材自給率49%
- いわゆる「高リスク国」のうち、輸入量が多いのはロシア、PNG、ソロモン諸島

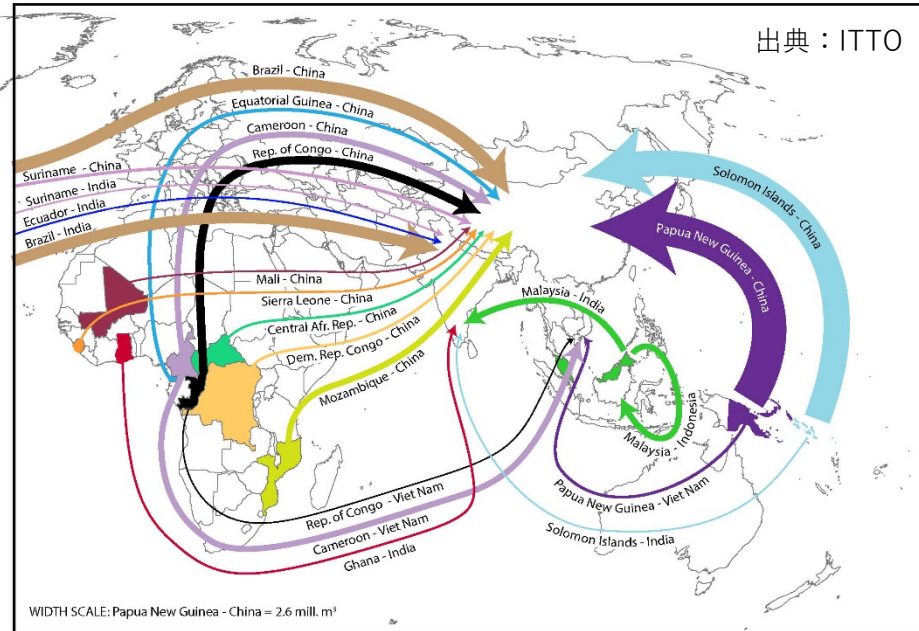


数値はHSコード
 出典：Comtrade

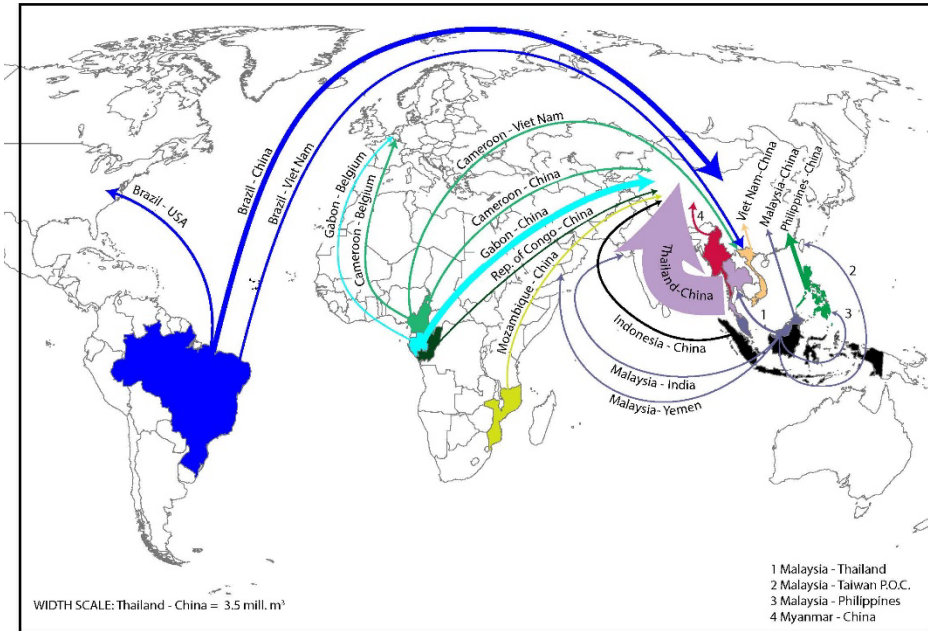
中国は全世界の熱帯材丸太貿易量の60%、製材貿易量の63%を輸入（2020年）

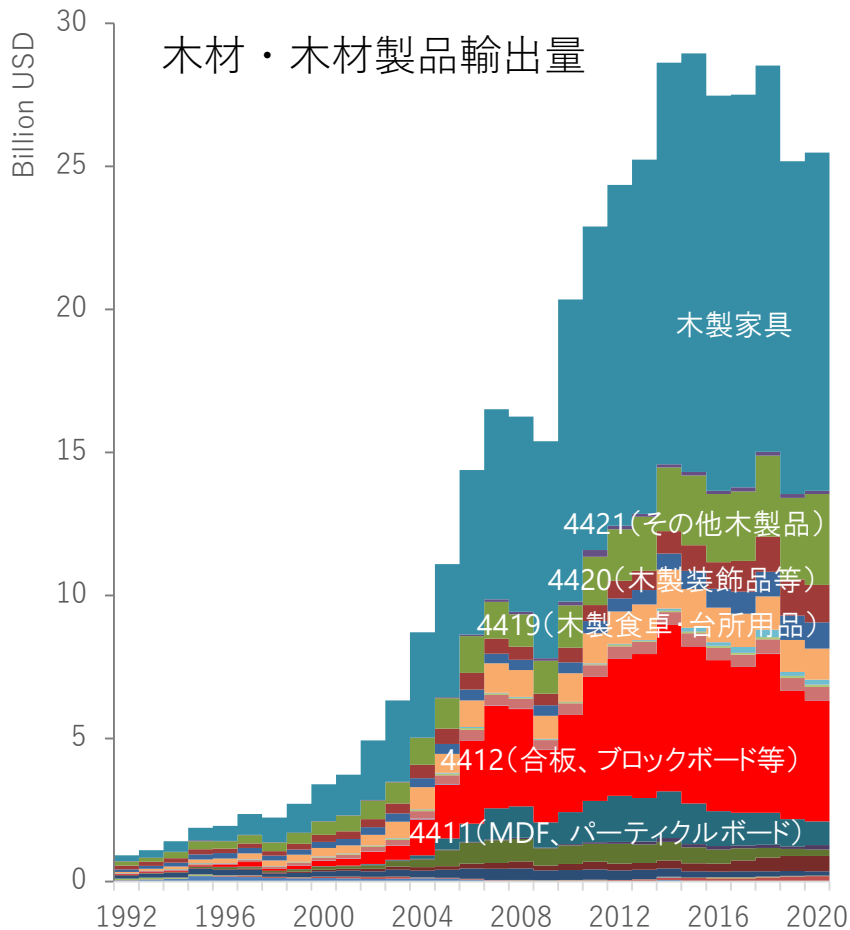
→多くの熱帯諸国にとって最大の輸出先となっている

2020年の主要な熱帯材丸太貿易（1428万m³）



2020年の主要な熱帯材製材貿易（1046万m³）

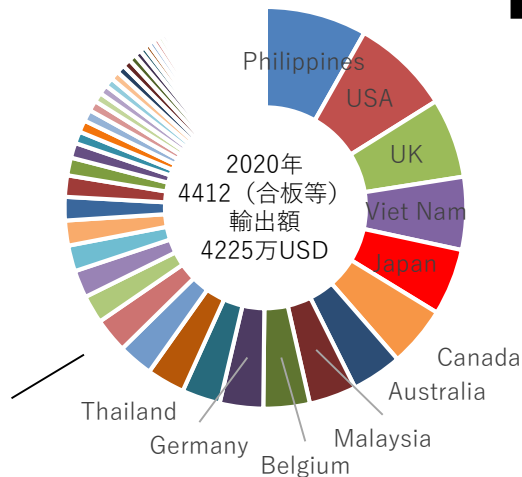




中国の木材需要

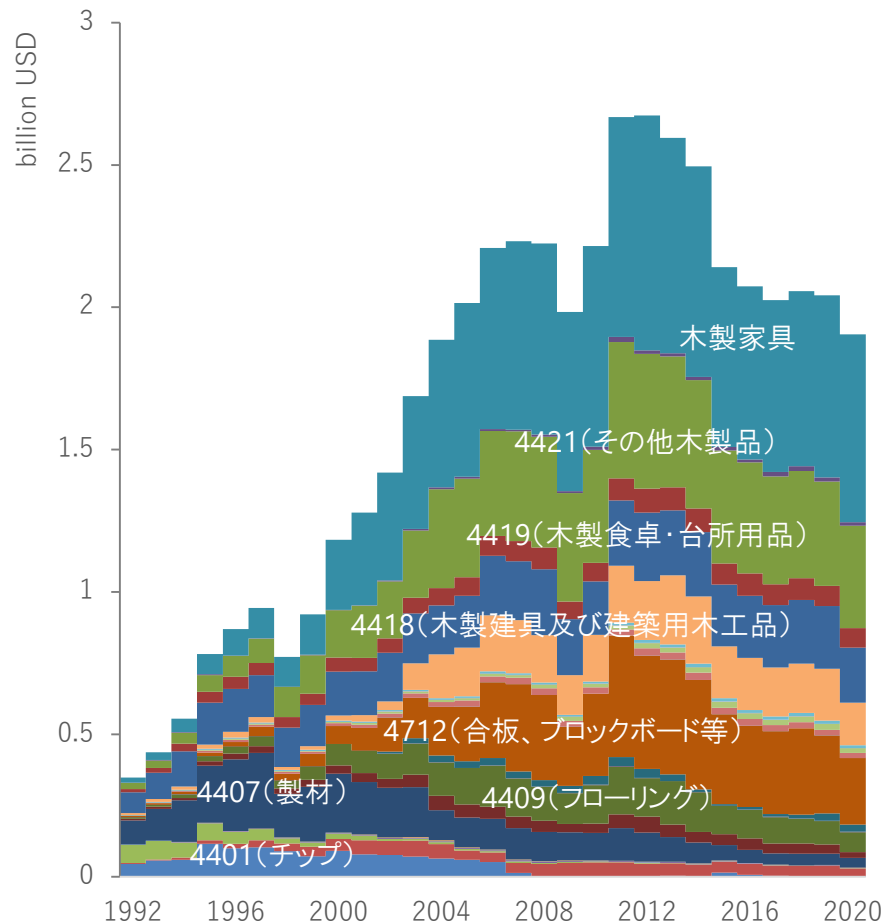
- 中国で生産、輸入された木材の大部分は国内で消費されている

例：2020年の国内合板生産量7646万m³、輸出货量797万m³ (FAOSTAT)



- 輸出額が大きいのはHS4412類（合板等）だが、減少傾向。日本向けは5%

数値はHSコード
出典：Comtrade



日本向け輸出

- 90年代～2000年代は大きく増加したが、2010年代以降漸減傾向
- 木製家具、合板類などが主要品目

今日の話

1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

中国の法令における違法伐採材の取り扱い

2019年改正森林法（2020年施行）

第65条 木材管理・加工事業者は、原材料・製品の出入庫台帳を整備しなければならない。いかなる単位または個人も、盗伐や無差別伐採など違法な由来であることが知られている木材を取得、加工、輸送してはならない。

第78条 本法の規定に違反して、盗伐、無差別伐採など違法由来であることが知られている木材を取得、加工、運搬した者は、県レベル以上の人民政府の主管林業部門から違法行為の停止を命じられ、違法に取得、加工、運搬した林木またはその販売代金を没収され、違法に取得、加工、運搬した林木の価格の3倍以下の罰金を科されることがあります。

改正森林法の実施規則

- パブコメ案は2022年8月に公表されたが、第65条に関する規定はなし
- 2023年公布？

改正森林法第65条の施行状況

- 実施規則がなくても、地方政府の規則と併せた運用がすでに実施されている
- 河南省平頂山市魯山県林業局は2021年12月2日に、不法に伐採されたナラ材を購入した人物に対し、森林法第65条および河南省実施<中華人民共和国森林法>行政裁量基準（試行）に基づき、購入した木材を没収し、その価格の1.8倍、総額2,432人民元の罰金を科した。
- 浙江省台州市仙居県天然資源局は、2022年4月15日に、県内の村民と加工工場の経営者が違法に伐採されたマツ板材を購入し、加工したことに対し、行政処分をおこなった。県天然資源局は事業者に対する聞き取り及び立ち入り検査を行い、森林法第65条および浙江省主要林業行政処罰裁量権実施基準に基づき、行政処罰予告通知書「仙自資規罰先告字〔2022〕第72号」を発行し、マツ丸太の不正取得停止を命令し、違法に購入され、加工された木材の価格の2倍、総額6,214人民元の罰金を科した。

自主的な取組支援

海外進出事業者、輸入事業者への支援

2007年 中国企業の海外での持続可能な森林育成に関するガイドライン

2009年 中国企業による海外森林の持続可能な管理と利用に関するガイドライン

2009年～ 中国林業企業の海外での持続可能な管理、貿易、投資のための国別ハンドブック（ガボン、ガイアナ、ミャンマー、ラオス、ロシア、インドネシア、モザンビーク編）

2019年～ 木材合法性チェックリスト（CTWPDA, カメルーン、リベリア、ガボン）

合法性確認（デューデリジェンス）の基準策定

2015年 中国木材合法性検証実施と基準システム

2017年 中国における木材の合法性に関するデューデリジェンスシステム構築のための調査・技術ガイドライン

事業者に対する普及活動

2016年 中国木材合法性サプライチェーン管理・リスク評価プラットフォーム

2021年 中国木材合法性リスク評価プラットフォームの迅速評価版

2021年～ プラットフォームと国別ガイドラインの試行
（3社の協力によるパイロットプロジェクト）

今日の話

1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

中国の木材関連事業者に対する合法性確認の 取組状況に関するヒアリング調査

- 質問票（中国語）を作成して実施した。
- 中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）のスタッフによって、ヒアリングを受けることの打診、ヒアリング（主にSNS、電話）が行われた。
- 第1期、第2期の2回実施した。
- 合計72事業者から回答を得た。

	実施期間	回答事業者数	対象事業者
第1期	2022/3/24～ 4/29	35	<ul style="list-style-type: none">• CTWPDAの木材輸出入部会の加盟事業者を中心に選定• 主に中国への輸入、加工事業者
第2期	2022/10/10 ～11/16	37	<ul style="list-style-type: none">• JAS認定事業者（全89社）を中心に選定• 主に合板、LVL、フローリング製造・輸出（日本向け）事業者

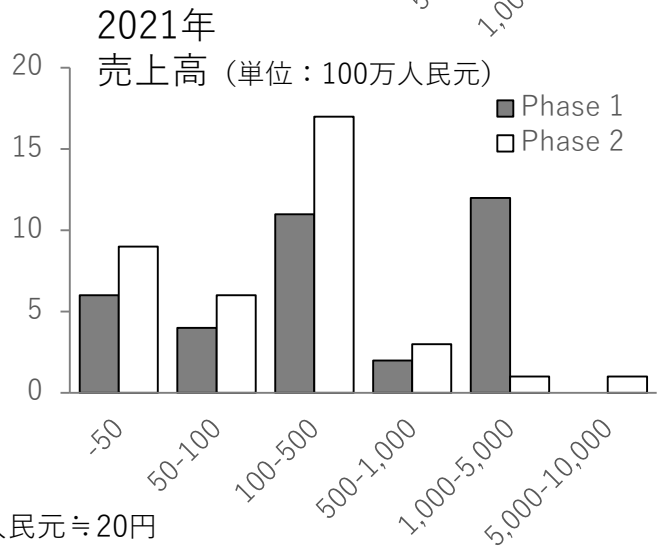
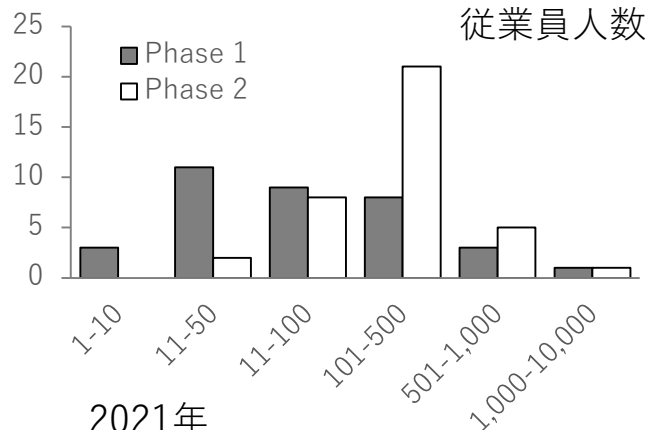
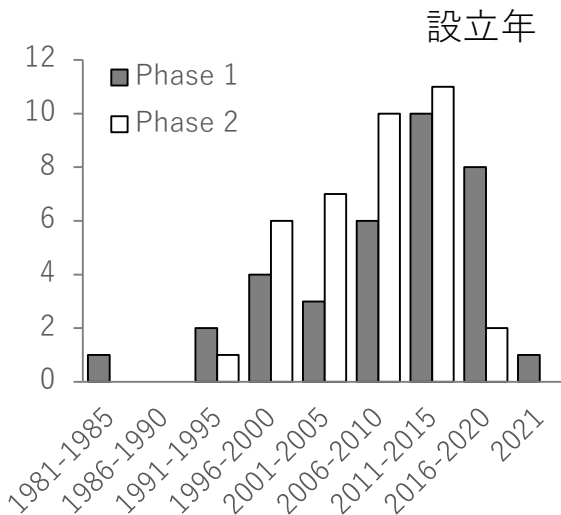
ヒアリング先72事業者のプロファイル

所在地

	第1期	第2期	合計
北京	4		4
天津	1		1
河北		2	2
遼寧		3	3
黒竜江	3		3
上海	4	1	5
江蘇	5	21	26
浙江	1	4	5
山東	5	4	9
河南		1	1
湖北	1		1
広東	6		6
広西	2	1	3
重慶	2		2
青海	1		1
合計	35	37	72

所有形態

国有企業：10
 私営企業（外資との合併）：56 (3)
 個人事業主：7



調達した木材の種類 x 販売先のパターン

第1期、第2期で大きく異なる

第1期：35事業者

		販売先		
		国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
調達する 木材の種類	輸入材のみ	26	4	3
	輸入材・国産材			
	国産材のみ	2		

第2期：37事業者

		販売先		
		国内市場のみ	国内・海外市場	海外市場のみ
調達する 木材の種類	輸入材のみ	1	2	1
	輸入材・国産材	1	10	4
	国産材のみ		13	5

輸入材：52
国産材：30

※「輸入材」は中国国内の
他社から調達したものを含む

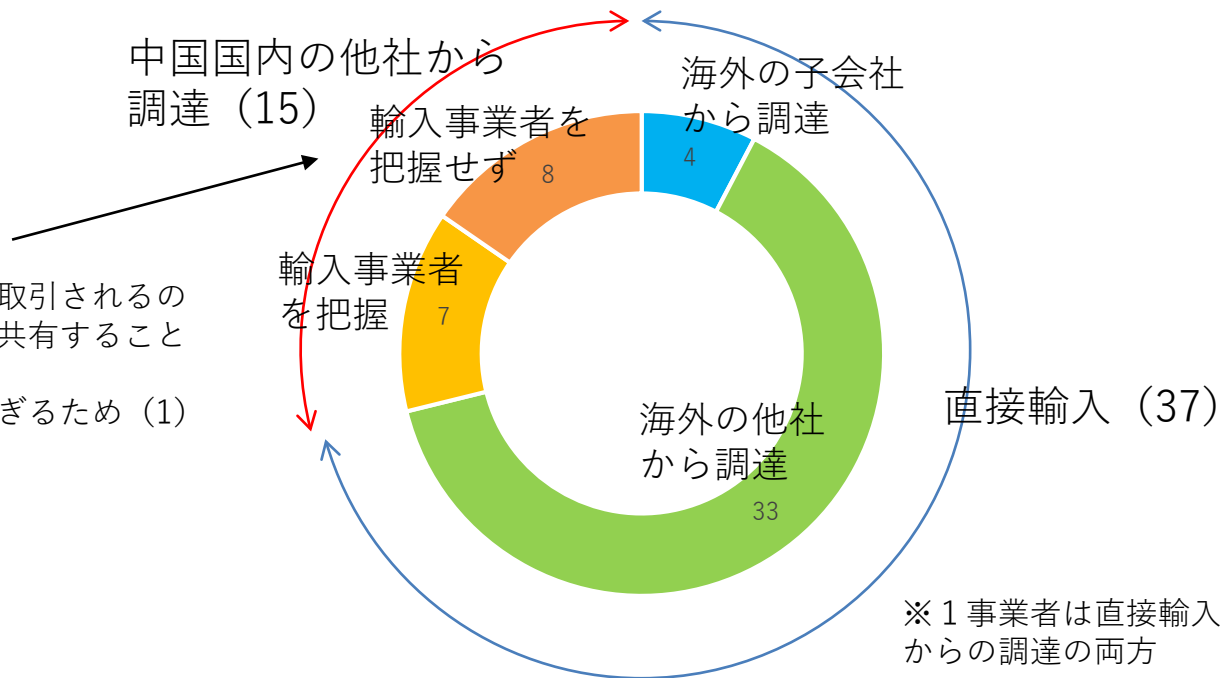
国内市場：59
海外市場：42

輸入材

- 52事業者が輸入材を調達（第1期：33事業者、第2期：19事業者）
- 15事業者は中国国内の他社から調達。8事業者は輸入した事業者を把握せず

理由

- 情報不足（4事業者）
- 調達先は自社を迂回して取引されるのを恐れるため、供給源を共有することに消極的（2）
- サプライチェーンが長すぎるため（1）



輸入材の産地と樹種 (52事業者)

赤字：第2期の事業者によって調達された樹種 (第1期の事業者も調達したのものも含む)

フローリング
や集成材製造
事業者

輸入材の原産国	第1期	第2期	樹種
NZ	10	12	放射松 (ラジアータパイン)
Russia	13	4	樟子松 (ヨーロッパアカマツ) 落叶松 (ロシアカラマツ) 白松 (?) 楊木 (ポプラ) 樺木 (カバ) 柞木 (ナラ)
USA	10	3	南方松 (サザンイエローパイン: ダイオウショウ <i>Pinus palustris</i> , スラッシュマツ <i>P. ellottii</i> , エキナタ マツ <i>P. echinate</i> , テーダマツ <i>P. taeda</i> の総称) 花旗松 (ベイマツ、 <i>Pseudotsuga menziesii</i>) 鉄杉 (ベイツガ、 <i>Tsuga</i> spp.) 黒胡桃 (ブラックウォールナット) 櫻桃 (アメリカンチェリー) 紅橡 (レッドオーク) 白橡 (ホワイトオーク) 黄楊 (ユリノキ、 <i>Liriodendron tulipifera</i>) 白蜡 (メープル?)
Canada	12		南方松 花旗松 鉄杉 SPF
EU (Germany, France, Sweden, Finland, Croatia etc.)	9	1	云杉 (トウヒ、 <i>Picea</i> spp.) 樟子松 赤松 白橡 樺木 (ヨーロッパブナ)

主に合板、
LVL製造
事業者

Africa (Cameroon, Gabon, Liberia, Mozambique, Madagascar etc.) *	5	4	奥坎 (オカン、 <i>Cylicodiscus gabunensis</i>) 阿尤斯 (アユース、 <i>Triplochiton scleroxylon</i>) 沙比利 (サベリ、 <i>Entandrophragma cylindricum</i>) 缅甸木 (アフゼリア、 <i>Azelia bipindensis</i> , <i>A. pachyloba</i>) 绿柄桑 (ダホマ、 <i>Piptadeniastrum africanum</i>) 非洲柚木 (アサメラ、 <i>Pericopsis elata</i>) 菠萝格 (メルバウ、 <i>Intsia bijuga</i>) 小斑马 (ゼブラノ、 <i>Microberliniac brazzavillensis</i>) 奥古曼 (オクメ、 <i>Aucoumea klaineana</i>)
Japan	6	1	柳杉 (スギ)
Ukraine, Belarus	6		白松 云杉 赤松 樟子松 落叶松
Brazil	6		火炬松 (テーダマツ、 <i>Pinus taeda</i>) 湿地松 (スラッシュマツ、 <i>Pinus ellottii</i>)
Chile	6		湿地松/火炬松 放射松
Thailand	2	2	橡膠木 (ゴムノキ)
Uruguay	2		火炬松
Colombia, Venezuela	2		松木 (<i>Pinus</i> spp.) 香柏木 (Ceder) 肉豆蔻 (ニクズク、 <i>Myristica fragrans</i>)
PNG, Solomon Is.	2		唐木 (マトア、 <i>Pometia</i> spp.) 桉木 (ユーカリ)
South Africa	1		松木
Philippines	1		奥古曼
合計	33	18	

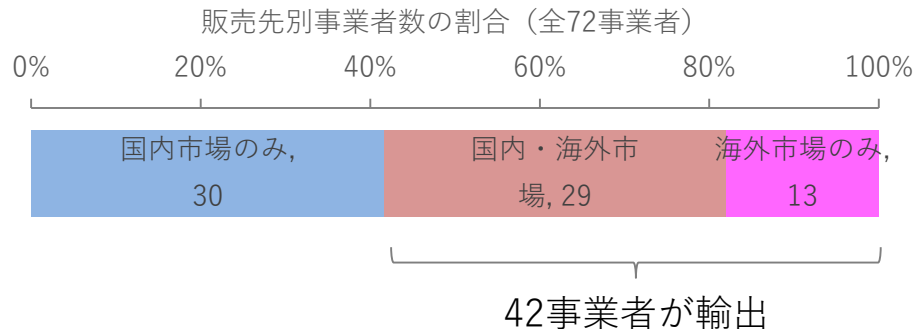
国産材の産地と樹種（30事業者）

28事業者は第2期の事業者

	事業者数	樹種
河北	1	樺木（カバ）、楊木（ポプラ）
内モン	1	樟子松／赤松（ヨーロッパアカマツ）
吉林	2	樺木、水曲柳（ヤチダモ）、榆樹（ニレ）、松木（マツ）
黒竜江	1	云杉（チュウゴクスプルース、 <i>Picea asperata</i> ）
江蘇	18	桐木（キリ）、楊木、桉木、樺木、水曲柳、松木
浙江	1	楊木、桉木
江西	1	楊木、桉木
山東	9	楊木、樺木、松木
河南	2	楊木
広西	4	桉木
四川	2	桉木
陝西	1	云杉
甘肅	1	云杉

その他産地が特定されなかった樹種：楨木／椴木／柞木（ナラ）、柚木（チーク）、楓木（メープル）、竹木

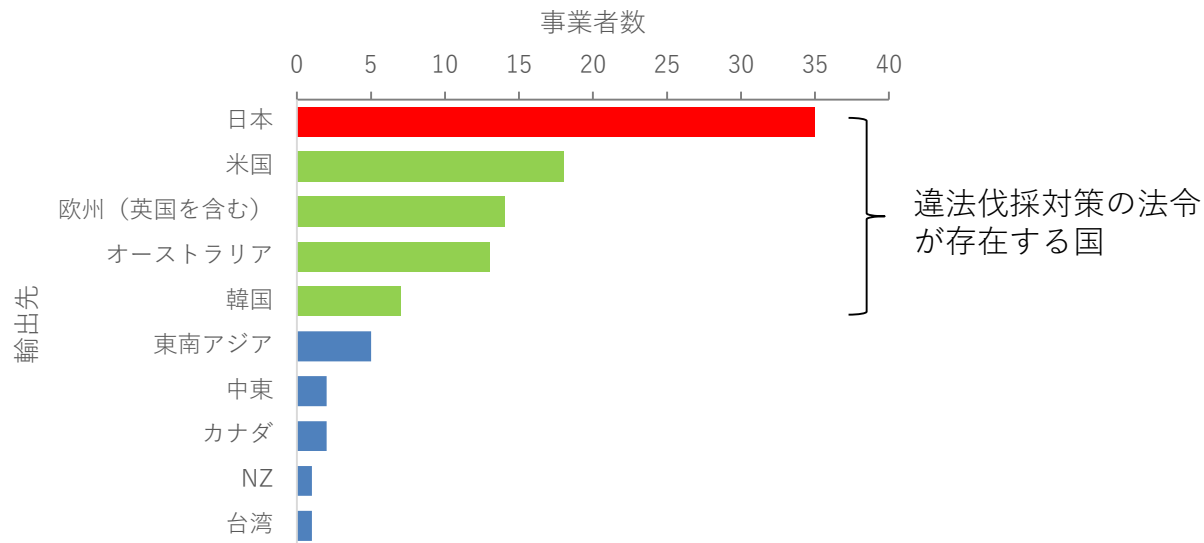
- ヒアリング先事業者の多い江蘇、山東省産の木材を調達している事業者が多かったが、内陸の省からも。
- ポプラ（6省、主に華北）、ユーカリ（5省主に華中、華南）が多くの省から調達されていた。



販売先

- 国内市場：59事業者
- 海外市場：42事業者

- 第2期（主にJAS認定事業者）の37事業者中、35事業者が日本へ輸出



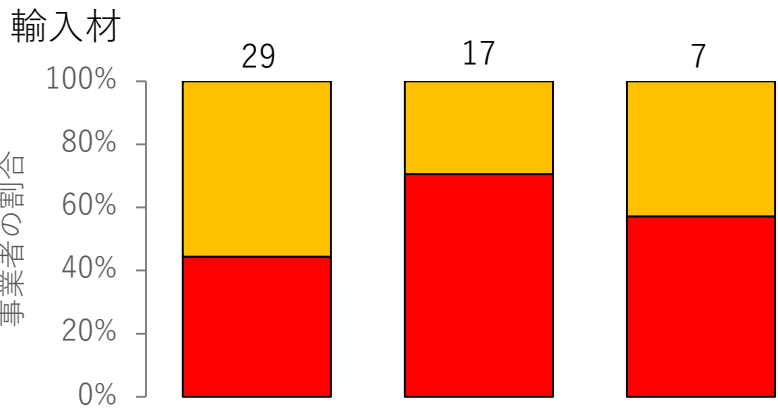
合法性確認の体制、状況

- 72事業者中70事業者が「**木材の合法性と持続可能性に関するデューデリジェンスシステムを持ち、顧客に関連情報を提供しているか？**」という質問に「はい」と回答。このうち24事業者は購買部門、2事業者は社長、1事業者はリスク管理部がその責任を負っていると回答。

改正森林法では、輸送許可、加工許可の制度を廃止した一方、すべての木材流通・加工事業者に対し「**出入庫台帳**」を作成することを要求➡

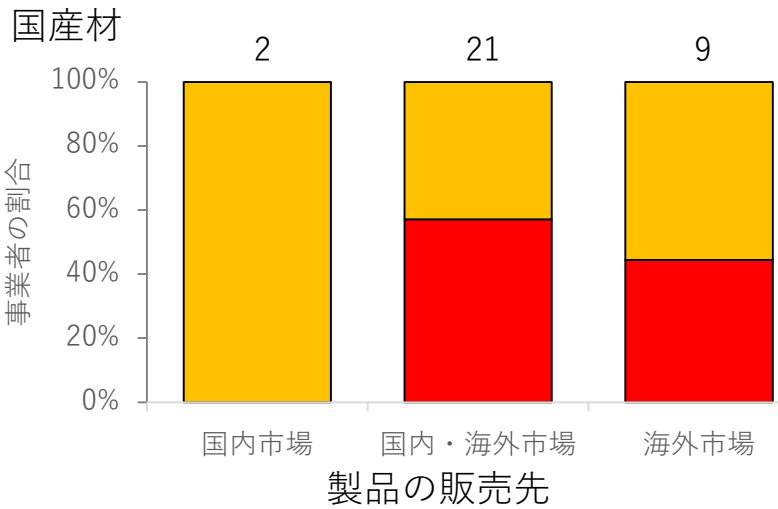
- 72事業者中70事業者が「**出入庫台帳を持っているか？**」という質問に「はい」と回答。このうち66事業者は、出入庫台帳の中に木材の合法性に関連する情報も含んでいると回答。
- <第2期のみ<の質問>「**調達先に合法性や持続可能性に関する書類の提供を求めているか？**」という質問に、全事業者（輸入材について18事業者、国産材について31事業者）が「はい」と回答

➡多くの事業者は自社が合法性確認の責務を負っていると認識



調達量の全量／一部について合法性証明を得られた事業者の割合

- 木材の種類（輸入材／国産材）、販売先（国内市場／海外市場）で、調達量の全量について合法性証明を得られた事業者の割合（4~7割）に有意な違いはなかった

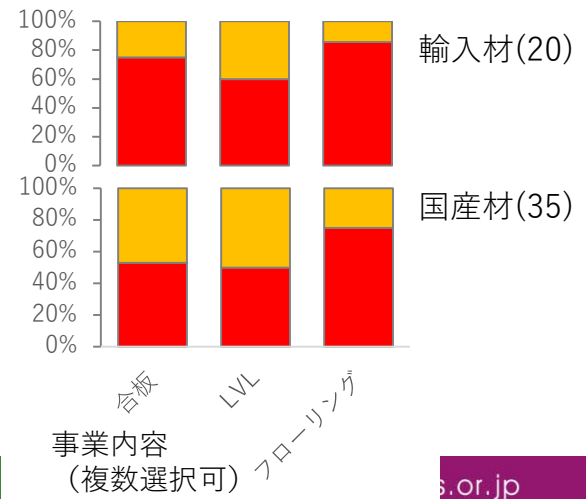


事業者が合法性証明を得られた割合

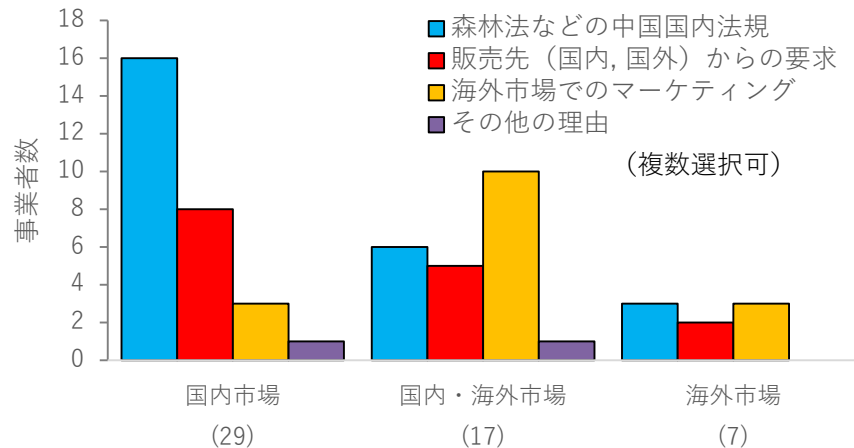
- 一部
- 全量

数値は各カテゴリーごとの事業者数

<第2期のみ>
事業タイプ（製造品目）毎の割合



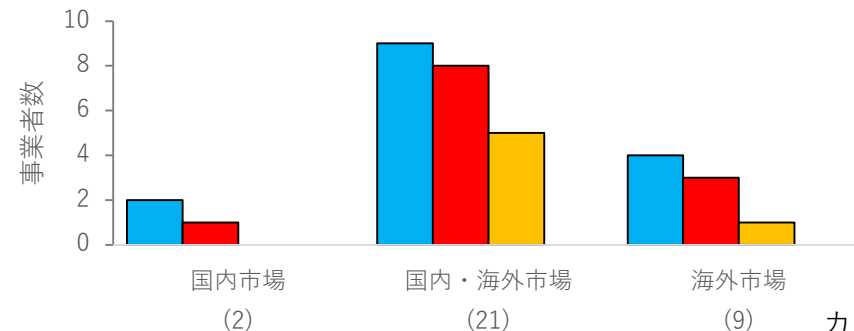
輸入材 (51事業者)



調達先に合法性証明を要求している理由

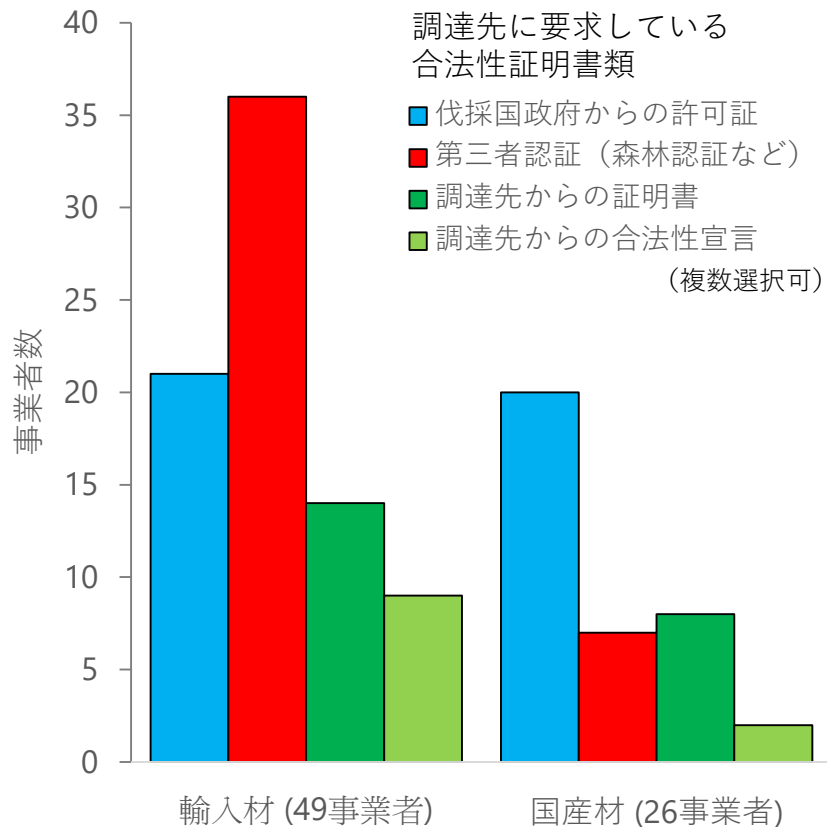
- 改正森林法などの中国国内法規を理由として挙げる事業者が最も多かった
- ※海外市場のみで販売している事業者も
- 国内法規を挙げる事業者は国内のみで販売している事業者で特に多く、海外市場でのマーケティングを挙げる事業者は国内外で販売している事業者が多かったが、有意な差はなかった

国産材 (33事業者)



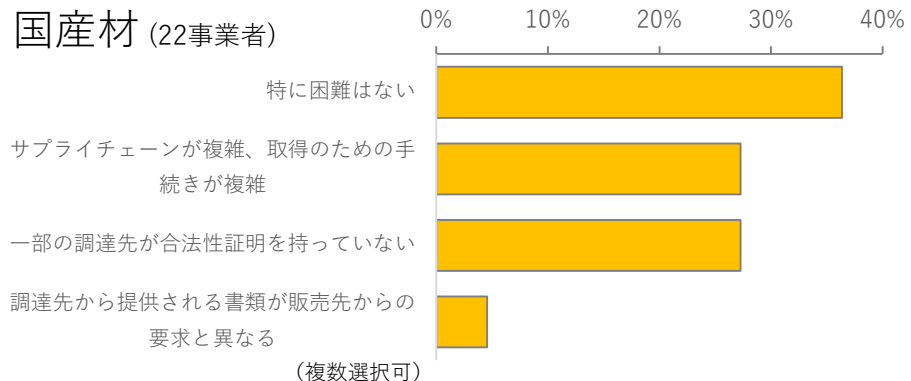
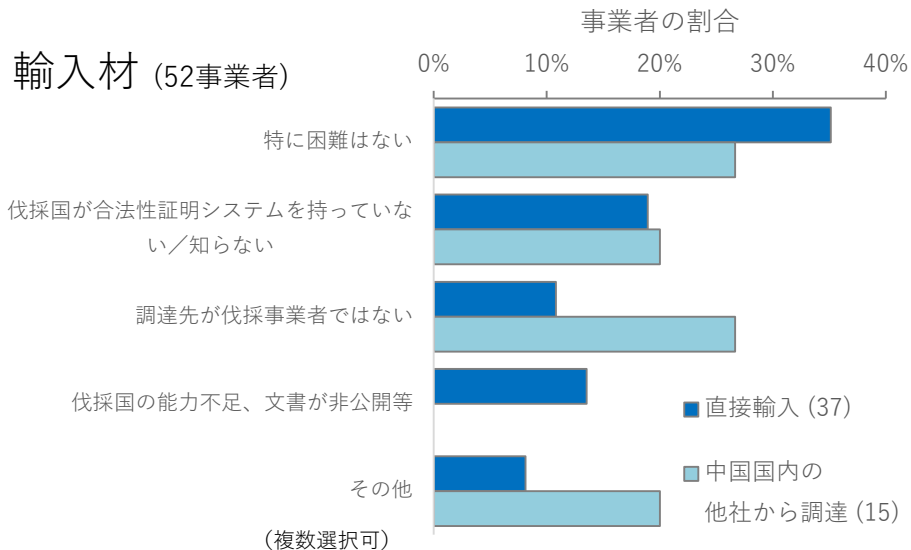
製品の販売先

カッコ内は各カテゴリーの事業者数



調達先に要求している合法性証明書類
※実際には取得している書類を回答した事業者も多かったと思われる

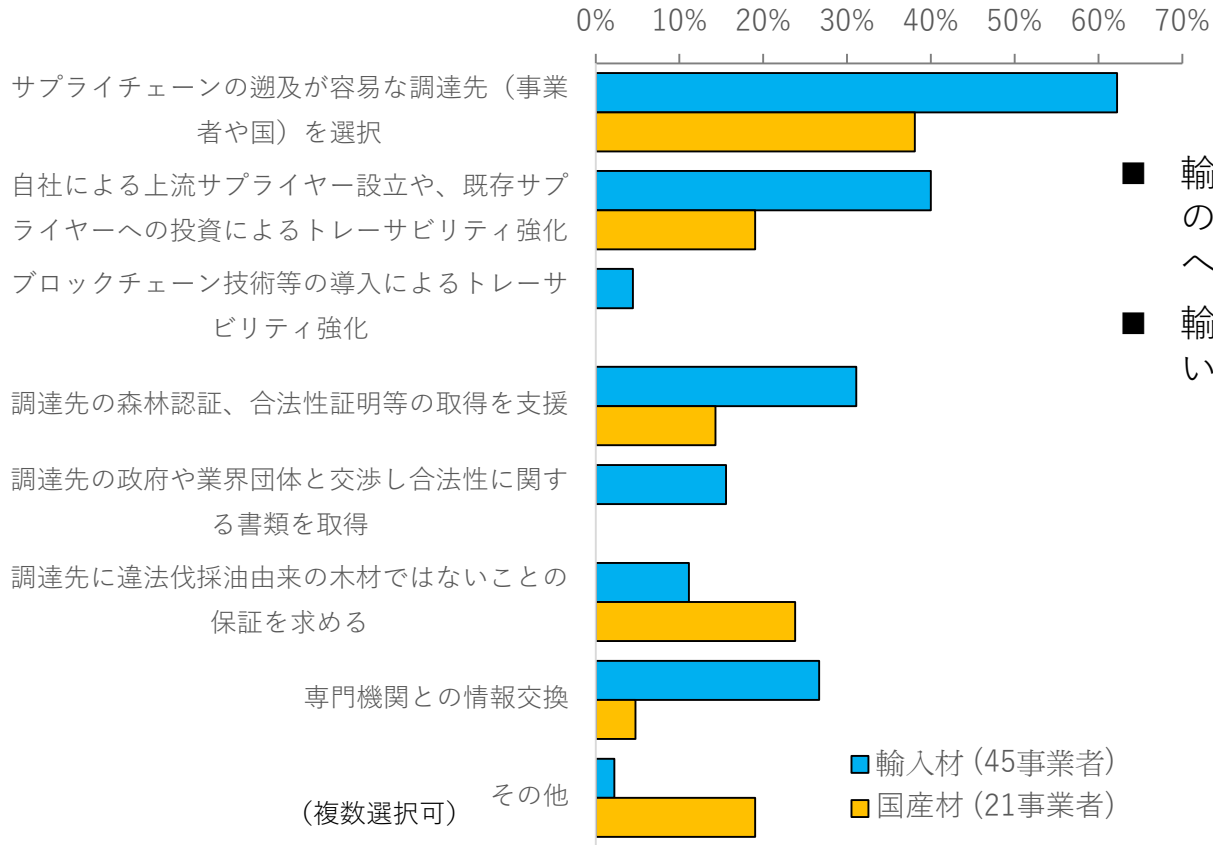
- 輸入材については、森林認証などの第三者証明を利用している事業者が最も多かった。
- 国産材については、地方政府からの伐採許可証を利用している事業者が最も多かった。



合法性証明を得る上での困難

- 「特に困難はない」と回答した事業者は、輸入材、国産材共に3割程度（→6-7割の事業者は困難を感じている）
- 直接輸入を行っている事業者では、伐採国が合法性証明システムを持っていない／知らないからという回答が最多
- 中国国内で輸入材を調達している事業者は、調達先が伐採事業者ではない（＝サプライチェーンが長くて証明の伝達がされない）という理由が最多
- 国産材は、サプライチェーンが複雑、一部の調達先が合法性証明を持っていない（例：農家の家屋周辺は伐採許可の対象外）という理由が多い

事業者の割合



合法性証明を得るために行っている措置

- 輸入材・国産材共にサプライチェーンの遡及が容易な調達先（事業者や国）への変更を行っている。
- 輸入材については、他の措置を行っている事業者も少なくない。
 - 川上への投資：カメルーン、ガボン、ロシアや国内における自社施業地の取得、プランテーションの造成等
 - 調達先の認証取得支援（必要であれば追加コストも負担）：NZ産ラジアータパイン等
 - 専門機関（業界団体など）との情報交換

販売時に提供している書類

第1期（主に国内販売）：「販売先から合法性証明の要求があるか？」

- 22/35事業者は「ある」と回答
- 少なくとも11事業者はFSC認証情報を提供

第2期（主に国内・海外販売）：「販売先にどのような証明書を提供しているか？」

- 22事業者が回答。10事業者は伐採国政府の許可証、9事業者は（調達先からのor自社の）第三者証明を提供

今日の話


1. 背景と本調査の問い
2. 中国における木材需給の概況
3. 違法伐採に対する2019年改正森林法の規定とその運用
4. 中国の木材関連事業者の合法性確認の取組状況
5. まとめと中国からの輸入事業者への示唆

まとめ 1

- 中国の2019年改正森林法（2020年施行）第65条は、盗伐や無差別伐採など違法な由来であることが知られている木材の取得、加工、輸送を明確に禁じている。
- 改正森林法の実施規則はまだ公表されていないが、地方政府レベルの規則と併せた第65条の運用はすでに行われている。
- 中国国内の木材関連事業者の多くは、木材を調達する際に合法性確認を行うことを自社の責務として認識していた。
- 合法性確認を行わなければならない理由としては改正森林法など中国国内の法令を挙げる事業者が最も多かった。

※欧米への輸出事業者のみが合法性確認を行っているわけではなかった。

中国からの輸入事業者への示唆

- 
- ❑ 中国からの木材製品輸入事業者は、調達先が、木材の種類（輸入材／国産材）や主な販売先（国内／海外）によらず、改正森林法等によって違法伐採木材を取り扱わない義務を負っていることを前提に交渉できる。
 - ❑ 調達先が改正森林法第65条に対応した合法性確認をどう行っているかを確認することで、追加的なコストを抑え、効率的に合法性確認を行うことが可能と考えられる。
 - ❑ 一方、中国政府や事業者は、どのような品目や樹種についてどのような合法性の基準を満たしていることを要求するか、（販売先ではなく）自らの基準（例：中国への木材安定供給）で優先順位をつけて取り組んでいく可能性が高いと考えられる。

まとめ2・中国からの輸入事業者への示唆

- 調達する木材の全量について合法性証明を得ていると回答した事業者は輸入材、国産材とも4~7割。
 - 合法性確認を行うことに困難を感じないと回答した事業者は、輸入材、国産材の双方とも約3割に留まる。
 - 多くの事業者は調達先の変更、川上への投資（国内外への自社コンセッションへの設立等）などの合法性確保の努力を行っている。
- ➡
- 中国からの木材製品輸入において、合法性証明がある木材を調達することは必ずしも容易ではない。
 - 調達先の事業者の状況を把握し、必要であればその合法性確保の努力をサポートすることにより、合法性の確保された木材の持続的な調達が可能になると考えられる。